

一般社団法人日本うどん協会

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本うどん協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、日本全体でうどんを親しまれる食文化として定着させ、若い世代にも広く浸透させることにより、うどん業界全体の発展を目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 うどんに関する教室、セミナーの運営
- 2 うどん経営・開業に関するコンサルタント事業
- 3 うどん関連の商品の開発及び物販業
- 4 各種コンクール及び競技会の開催
- 5 その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第3章 社員

(法人の構成員)

第6条 当法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第7条 当法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎月、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第9条 当法人の社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、一ヵ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 退社したとき。
- 二 当該社員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- 三 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事の選任又は解散
- 三 理事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年3月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、理事が過半数を持って決定し、代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

第17条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときはその他の理事が代行する。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 定款の変更
- 三 解散
- 四 その他法令で定められた事項

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に据え置く。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(員数)

第22条 当法人に理事1名以上5名以内を置く。

(役員を選任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2 理事のうち、理事のいずれか一名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

3 他の同一団体(公益法人を除く)の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係である者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款が定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する提示社員総会の終結の時までとし再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事・職務権限)

第26条 当法人は代表理事を一名置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己または第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する場合。

(責任の一部免除)

第28条 当法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第29条 当法人の事業年度は、毎年2月1日に始まり翌年1月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第30条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(余剰金の分配の禁止)

第31条 当法人の余剰金は、これを一切分配してはならない。

(余剰財産の帰属)

第32条 当法人が解散（合併または破産による解散を除く）した時に残存する財産は、これを丸亀市に帰属させる。

第7章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第33条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第8章 附 則

（最初の事業年度）

第34条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年1月31日までとする。

（設立時の理事及び代表理事）

第35条 当法人の設立時の理事及び代表理事は次の通りとする。

設立時理事	氏名 山下 義高
	住所 香川県丸亀市郡家町 1655 番地 12
	氏名 笥 達博
	住所 香川県高松市香川町浅野 828 番地 1 ウィンクス C102
設立時代表理事	氏名 山下 義高
	住所 香川県丸亀市郡家町 1655 番地 12

（設立時の社員の氏名又は名称及び住所）

第36条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次の通りである。

氏名 山下 義高
住所 香川県丸亀市郡家町 1655 番地 12
氏名 笥 達博
住所 香川県高松市香川町浅野 828 番地 1 ウィンクス C102

（法令の準拠）

第37条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人日本うどん協会の設立のため、設立時社員2名の定款作成代理人である行政書士寺主吉輝は電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和6年1月1日

設立時社員 香川県丸亀市郡家町 1655 番地 12

山下 義高

設立時社員 香川県高松市香川町浅野 828 番地 1 ウィンクス C102

笥 達博

上記設立時社員 山下 義高、笥 達博 の定款作成代理人

香川県丸亀市浜町 8 4 番地 4 9 サークル丸亀駅前 403 号

行政書士 寺主吉輝

登録番号第 09360556 号